

第794回

宿毛市農業委員会総会

1. 日 時 平成29年11月7日（火曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 第三会議室

3. 出席者（16名）

1 番 田村 磨利	3 番 濱田 頼之	4 番 山本 欣史
5 番 岩本 誠司	6 番 小川 節美	7 番 澤田 誠規
8 番 今津 久雄	9 番 小島 久司	10 番 寺田 巧
11 番 羽賀 大透		

1 番 松本 功	2 番 保田 稔	3 番 川島 照久
4 番 西山 讓	6 番 山本 大	7 番 浦田 久永

4. 欠席者（2名）

2 番 山口 一晴	5 番 細川 秀信
-----------	-----------

5. 事務局等出席者

事務局長 山岡 敏樹 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司

6. 付議案件

議案第1号 農地法第3条許可申請審査について

議案第2号 買受適格証明願について

議案第3号 農地法第5条許可申請審査について

○議長 10月は雨の多い一か月でした。毎週のように台風が来ましたが何とかそれてもらい、宿毛市には大きな災害はなかったようですが、伊与野地区に突風が吹き何軒かのハウスが壊れ大変な思いをしたと思います。お見舞い申し上げます。

やっところへ来て天気が安定し、農作業も朝から晩まで十二分にできるようになりました。朝と晩の温度差がありますので体調管理には十分気をつけ農作業に励んでいただきたいと思います。

それではこれより第794回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。

本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、11番羽賀大透委員、1番田村磨利委員にお願いします。

なお、2番山口一晴委員、5番細川秀信委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありましたので、報告いたします。

○議長 これより議事に入ります。

○議長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第1号農地法第3条許可申請審査について説明いたします。今回は2件です。

はじめに番号10番。場所は2ページに位置図をつけております。大字戸内。国道56号線沿いスワロー会館の後ろ、少し奥に入った農地になります。売買で、取得後は季節野菜を作るとの計画が出されております。

本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、番号11番です。場所は3ページに位置図をつけております。大字二ノ宮、高石大橋を渡り市道沿いに広がる農地のうちの1筆になります。売買で、取得後は水稻を作るとの計画が出されております。

本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

今回の3条許可申請は以上になります。

○議 長 続きますして受付番号10番について、戸内地区担当の私の方から説明します。

○議 長 【議案書をもとに10番朗読】
先日●●さんには電話で確認し、●●さんの方は●●●●に行って●●と現地に行き場所を確認しました。間違いないのでどうかよろしくお願ひします。

○議 長 続きますして受付番号11番について、二ノ宮地区担当の山本委員より説明をお願いします。

○山本委員 【議案書をもとに11番朗読】
先日●●さんに電話で確認したところ、間違いなしとの事でした。以上です。

○議 長 ●●さんにも確認しましたか。

○山本委員 はい。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたがこれに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決に入ります。議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局と委員から報告があり、審議の結果、問題ないということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、議案第1号2件は、許可することに決しました。

○議長 続きまして、議案第2号「買受適格証明願について」を議題といたします。事務局と委員より議案の説明をお願いします。

○事務局員 それでは事務局から説明いたします。買受適格証明についてのご審議をお願いいたします。議案書4ページ、議案第2号をご覧ください。

広報すくも10月号や公売会の案内等で、既にご承知のこととは思いますが、来週17日（金）に四万十市の幡多総合庁舎3階大会議室にて不動産公売会が行われます。

今回の公売物件に農地が含まれており、公売に参加するためには農業委員会が発行した買受適格証明書が必要になりますので、その願出になります。

入札日は11月17日（金）で、今回の総会の議案提出締切日である10月13日までに1件の願出がありましたのでご審議をお願いいたします。

なお、買受適格証明願については、その農地を取得してそこで耕作をしたいという願出がほとんどです。まれに取得して転用したいというケースもあるようですが当市では該当がありません。今回は、耕作目的での取得ですので、この場合は、願出人から3条申請があった時と同様の審議となりますので、いつものように、きちんと耕作をするのかや下限面積を満たしているのかなどをチェックしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

また、農業委員会では、買受適格証明の議決を行う際には、その後の事務処理の迅速化を図るため、その買受適格証明書の交付を受けた者が落札でき、その後許可申請が提出された場合には、会長がこの買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除いて、許可をして差し支えないという議決をしておくものとなっておりますので、最後にその議決もしていただければと思います。

それでは個別の説明に入ります。場所につきましては5ページの位置図をご覧ください。大字押ノ川、国道56号線東押ノ川バス停から山手に入り、宿毛ゴルフセンター手前に広がる農地のうちの1筆になります。

公売に参加するために買受適格証明が必要ということで、今回の願出となっております。耕作するために取得するということです。

願出の届出は申請者本人が直接窓口へ来庁されましたので、その際、きちんと耕作しない場合は、証明書の発行は困難であることや下限面積要件等について、重ねて説明をいたしました。3条の申請書類、耕作計画書も添付されております。

なお、申請者は市外在住者でありますので、居住地の農業委員会より耕作証明書が添付されております。あわせて、居住地の農業委員へ電話連絡し耕作状況等の確認を行いました。それによりますと、願出人は、家族で四万十市内（鍋島、竹島、双海地区）にてゆずや季節野菜を作っている農家との事です。

農地法3条第2項各号に該当しないと思われるため、買受適格証明は発行できると考えております。事務局からは以上です。

○議長 続きますして受付番号1番について、押ノ川地区担当の田村委員さんお願いします。

○田村委員 【議案書をもとに1番朗読】

現地の確認を松本委員と二人で行きました。ちょうど隣の上側のお隣の方が、ちょうど草刈りをしていたので話を聞きました。イノシシは今年が出るまでに刈ったので被害はなかったけど、去年まではそこそこ出るという事でした。ゴルフ場の近くの辺りの田んぼを見ると、柵はされている所がないので（イノシシが）出ると言っても、どの程度出るか分かりませんが西側が山なので日当たりはちょっと日照時間は短いのかなと思いました。

ご本人の方には電話で確認しまして、稲とか果樹とか野菜とか作られていると、ここは水稻かものによっては野菜か、土地の条件によって考えていきたいという風にお答えになりました。恐らくきちんと耕作されるだろうと思いますので、適格証明は出してもいいのではないかと。逆に作っていただいたら今はちょっと荒らしている状態。草が、セイタカアワダチソウが生えている状態なので、作っていただいたらお隣のためにも、周りのためにもいいのではないかと思います。以上です。

松本委員さんからは、いいですかね。

○松本委員 いいです。

○議長 事務局と委員さんから説明がありましたが、これに対するご意見ご質問はございませんか。

○小川委員 この田んぼと言えは田んぼやけど、私の家のちょうど裏やけん散歩に毎朝とおるがやけど、ここ何年間か作ったような形跡がないがですが、作ってないですね、全然。それで今度から作ると、作るがです。

○田村委員 購入して稲か野菜か果樹か、その土地のお隣の田んぼの持ち主を教えてください、その人に詳しくちょっといろいろ水の事とか進入路の事とかいろいろ聞きたい。

○小川委員 ●●●●さんの所の●●さんが作りようけど、ここはみょうに作ったような形跡がないもので、この●●●●さんという人は、これは●●の、もと全然●●の人ですか。何でこんな所を欲しいがでしようね。

○田村委員 ゆずとか何とか果樹とかでも、ちょっと遠いなどは思ったんですけど。一応ご本人には確認して。

○小川委員 あれなが。あの。

○小島代理 公売やろ。公売物件。差押えやし、多少安いし、押さえちよつたらええわいうやつやろ。多分ねミカンでも作りよう人ならね。

○松本委員 ●●●●のやつ。

○川島委員 かまんかね。

○議長 川島委員。

○川島委員 今その、小川委員から説明もろたがやけど、その人が農地を買うのに僕は問題ないと思う。というのは、羽賀委員も知ってのとおり、●●●●の●●さんとか、●●●●の●●●●らでも全部●●で●●に作ったりしてそれが許可になって、作る作らんにかかわらず、1年作っておいて仮に●●●●が止めたいうて戻せいう事はできんしよ、農業者が作るという事を前提として買ういうがやったら、止める事は僕はできんがやないろかと思う。これんあれながやったら、●●さんらでも●●の方で作れんもん。●●で作らないかん。それをみんな許可を下ろして作りようがやったら別にうちらが止める理由はないと思う。作ろうが作らまいが、ましてや競売にかかっちゃうもんじゃたらよね。そしたら普通の、例えばよ街のお店の人がそうだという話じゃなしに、農業者が買うという事については問題ないがやないかと思うね。

○小川委員 ごめんなさい。別に私反対した訳ではなくて前を歩いてあれ（散歩）す

るけんちょっと不思議に思うただけですので、ごめんなさい。

(審議中)

○議 長 ほかに質問やご意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 それでは採決に入ります。議案第2号「買受適格証明願について」1件については、事務局と委員さんから報告があり、審議の結果、問題ないということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、議案第2号1件については、証明することに決しました。

○議 長 それからもう一点ですが、先程事務局からもありましたが、農業委員会では買受適格証明の議決を行う際には、その後の事務処理の迅速化を図るため、その買受適格証明書の交付を受けた者が落札でき、その後許可申請が提出された場合には、この買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除いて、許可をして差し支えないという議決をしておくものとなっております。取り扱い上はその議決をしておくこととなっておりますので、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、今回の買受適格証明発行後の取扱いはこのように決しました。

○事務局員 買受適格証明について一点よろしいでしょうか。

○議 長 それでは事務局。

○事務局員 買受適格証明は先程も説明いたしましたが、農地の公売や競売に参加するときに必要な証明書です。もしかしたら委員の皆さまに直接、買受適格

証明をもらいに来た人はいたか、誰それはもらいに来たかとか聞かれることがあるかもしれません。競売（けいばい・法律用語）、公売はお金に直結していることですので、聞かれてもその辺のことは教えないようにお願いいたします。よろしく申し上げます。事務局から以上です。

○寺田委員 すいません。

○議 長 寺田委員。

○寺田委員 これ（買受適格証明書）は、競（公）売に参加するためだけの証明ですか。

○事務局員 はい。

○小島代理 それと、問い合わせがあった場合の対処の仕方は、どのようにしたらええがですか。知らないと言うのか、答えられませんと言うのかどうしたらええがですか。

○事務局員 お答えできなと言う事でお願ひします。

○小島代理 お答えできない。いいですか委員のみなさん統一していただくよう、お願ひします。

○事務局員 もし、不審な点がありましたら事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

○浦田委員 誰かが来たかという問い合わせやったら答えられんけどよ、俺（公売に）入りたいがやけんどうしたらええがいうがやったら、事務局に預けたらええわ。

○小島代理 公売に参加するいうがやったら、調べる事があるかもしれん。

○議 長 過去にいろいろありますので。

○小島代理 統一しちよかないかん。

○議 長 それでは続きまして、議案第3号「農地法第5条許可申請について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは、議案第3号、農地法第5条許可申請審査についてご説明いたします。

受付番号15番。申請場所は、野地。議案書7ページの位置図を見ていただきたいと思います。申請地は津波の心配もなく資材や車両を置く場所として最適であるため、資材置場・駐車場にしようとするものです。

農地転用に伴う、土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。資材置場・駐車場の設置に伴う農地の転用面積は954.86㎡となります。資金計画といたしましては、土地取得費1,100万円、造成費100万円、自己資金1,200万円、借入金が0万円です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号15番について、野地地区担当の山本委員をお願いします。

○山本委員 【議案書をもとに15番朗読】

先日双方に電話連絡にて確認したところ、間違いなしとの事でした。以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はありませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第3号「農地法第5条許可申請審査について」1件の報告があり、審

議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第3号」1件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議 長 続きまして、協議事項に入ります。
非農地の報告について、事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。
番号30番。申請場所、所在地石原、登記地目は畑1筆。地図の方は9ページになります。場所は、舟の川より林道焼川二角線焼川橋を渡ってすぐの土地で、昭和60年頃より耕作放棄し山林となり現在に至っております。

続きまして、番号31番。申請場所、所在地石原。登記地目は畑。地図の方は同じく9ページになります。場所は、舟の川より林道焼川二角線焼川橋を渡ってすぐの土地で、昭和60年頃より耕作放棄し山林となり現在に至っております。

続きまして、番号32番。申請場所、所在地楠山。登記地目は畑1筆。地図の方は10ページになります。場所は、県道4号線楠山の日平橋を渡り日平農村公園近くの土地で、昭和40年頃に植林して山林として使用、皆伐採後雑木が生え、現在に至っております。

続きまして、番号33番。申請場所、野地。登記地目は畑1筆。地図の方は11ページになります。場所は、国道56号線宿毛トンネルを越え、山幸建設の手前の土地で、平成元年以前より道路となり、現在に至っております。

続きまして、番号34番。申請場所、出井。登記地目は田・畑2筆。地図の方は12ページになります。場所は、県道4号線出井の申請者自宅の土地で、約40年前から耕作を放棄し、現在に至っております。

以上5件につき、農地への復帰は困難と考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号30、31番について、石原地区担当の寺田委員
お願いいたします。

○寺田委員 【議案書をもとに受付番号30、31番朗読】
非農地の証明願を代書屋の司法書士の方から出されておりますが、電話
で確認したところ間違いのない事ですので、よろしく申し上げます。現
地については、浦田委員の方からお話してもらいたいと思います。

○浦田委員 補足で説明させていただきたいと思います。
この件につきまして、10月の29日、寺田委員と同行で言って、本人
さんは先程寺田委員から言ったように、台風の接近の最中ですので、確認
は出来る事は分かっていたので、もう構いません。何か起きた時に
こちらにも困りますので、ちょうど台風が通過した時に現地確認をしました。
周りに農地はあると思うんですけど、実際に稼働している農地は一切な
いし旧道で石原線、人家も見える所には人家も一切ない所ですので、もう
これはいいでしょうという事で二人で話して帰って来たところです。以上
申し上げます。

○議長 続きまして、受付番号32番について、出井地区担当の濱田委員
お願いいたします。

○濱田委員 【議案書をもとに受付番号32番朗読】
ここにあまり見ない皆伐というのがありますが、これはみんな切ってしま
ういう事でありまして、その切った後から、前回もこの近くで出ていま
すが日平から20分位上へ行ったところで、中腹でちょっと狭い道の所です
が昔、橋上の方では蚕を飼ったりして桑をいっぱい植えていたもので、60
年位前に止めて桑がダメになってそこにそのままになって、桧を植えたり杉
の木や、そのような4年前に全部出して切って、その後、雑木が生えても
う現状は山の中で全く陽も見えない、耕作地として復帰できる事はないと
思いますので、本人も会って現状を話しました。よろしく申し上げます

○議長 続きまして、受付番号33番について、野地地区担当の山本委員
お願いいたします。

○山本委員 【議案書をもとに受付番号33番朗読】
この前確認したところ、もう車で踏み固められて農地としては無理と思

いました。以上です。

○議 長 続きます、受付番号34番について、出井地区担当の濱田委員
お願いいたします。

○濱田委員 【議案書をもとに受付番号34番朗読】
これは●●●●さんのちょうど裏のところで、昔はこの辺り恐らくこれ
からもずっと、これだけでも6回ほど出ていますけど。そこはですね現在
もそうですけど、高い所にきれいに石を積んでもう何百も棚田になってい
る。それが今言うようにこんなに大きい桧になって、当然元には復帰でき
ないという事で、これからも恐らくまた出ると思うけどあまり難しく考え
ないで頂いて。以上です。

○議 長 事務局と委員から説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問は
ございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかにはございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 それでは採決に入ります。非農地証明5件につきましては、審議の結果、
問題ないということで、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、非農地証明5件については、証明するこ
とに決しました。

○議 長 続きます、事務局より報告事項があります。

○事務局長 まず最初に、議案事項を送付した際に誤りがありご迷惑をおかけしまし
た。これからそのような事がないようにしたいと思います。
またご協力をお願いしたいと思います。どうもすみませんでした。

(県に送付した結果の報告について)

私の方から、第793回宿毛市農業委員会総会で承認となり、県に意見を付して送付した、農地法第5条申請(受付番号14号)について、県より許可の決定がありましたので報告いたします。

○事務局員 (平成29年度永年勤続農業委員表彰について)

表彰式は、11月10日(金)に高知市で開催されます、平成29年度後期会長・事務局長会議の席上行われます。当日は、会長・事務局長の2名が表彰式へ出席予定ですのでお知らせいたします。

○事務局員 (農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について)

宿毛市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)」についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

先日の農業委員会研修会でも農業会議から説明がありましたが、改正農業委員会法が施行され、農業委員会は「農地等の利用の最適化の推進」に重点的に取り組むこととなりました。

具体的には、「①遊休農地の発生防止・解消」、「②担い手への農地利用の集積・集約化」、「③新規参入の促進」が、農業委員会の必須事務となったところです。

また、これら農地利用の最適化の推進に関する目標とその実現のための方法について、「農地利用の最適化の推進に関する指針を定めるよう努めなければならない」こととなっております。

以上のことから、宿毛市農業委員会においても、「農地利用の最適化の推進に関する指針」を策定することとし、既に高知県農業会議から参考例が示され、このたび事務局にて案を作成いたしました。本日、提案することとし、その後、次回総会にて委員の皆さまからのご意見等をいただき審議のうえ年内の総会で宿毛市の指針を決定することとし、取り組みを進めて行きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最初に、最適化の推進とはどのような仕事なのかということをお説明します。3つありまして、1つ目は、遊休農地の発生防止と解消です。2つ目は、担い手への農地の利用の集積・集約化です。3つ目は、新規参入の促進です。

最適化の指針とは、この3点において、平成29年度から平成35年度の6年間で目標に向かって取り組むための目標値を設定して、また、具体的な推進方法についても記載してあります。項目に従って目標値と具体的な推進方法の事務局案をご説明いたします。

1 ページ中段より下をご覧ください。第 2 具体的な目標と推進方法、1. 遊休農地の発生防止、解消について、(1) 遊休農地の解消目標を説明します。(A) 管内農地面積とは、農林水産関係市町村別統計の中の「耕地及び作付け面積統計」に掲載されている数値です。宿毛市は、平成 28 年で 1,230ha です。

遊休農地面積とは、「荒廃農地発生・解消状況に関する調査」という調査があります。毎年秋に利用状況調査を実施しておりますが、その調査結果が反映された数値です。昨年の調査では、15.1ha という数値が出ました。この 15.1ha を 6 年かけてゼロにする目標を立てています。一年間で 2.5ha ずつ解消していきます。具体的にどのような活動をするかという点、今までと同じように年一回の利用状況調査と解消指導、借り手とのマッチングなど地道な活動を続けていきます。

次に 2 ページの下段をご覧ください。2. 担い手の農地利用の集積・集約化について、(1) 担い手への農地利用集積目標について説明いたします。管内農地面積は先程と同じです。

(B) 集積面積について説明します。集積面積 75.8ha とあるのは、本市の産業振興課が毎年年度末に高知県に報告を行っている「担い手への農地利用の集積状況調査」の数値です。担い手とは認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者と担い手を言います。これらの農業者に利用権設定で貸し付けられた面積を集計しています。平成 29 年度 3 月末には 75.8ha です。

目標設定の考え方についてご説明します。「宿毛市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想（平成 28 年 7 月作成）の中の「効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標」は、本市の農用地の 45% となっています。平成 29 年度から平成 35 年度までの 6 年間にかけて、上記目標値を達成します。1 年間の担い手への農地利用集積は、約 80ha を目標としています。

具体的な推進方法について説明します。(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法をご覧ください。読み上げます。

- ① 「人・農地プラン」への積極的な参画について、地域における農地の問題解決のための「人・農地プラン」へは、農業委員・推進委員の立場で積極的に参画する。
- ② 農地の利用調整と利用権設定について、農業委員及び推進委員は、農地の所有者と地域の担い手農業者の仲介役となり、農地中間管理機構が進める制度を活用した農地集積事業の普及に努める。

具体的には、担い手農家と農地の所有者との意向のマッチングを実施し、基準や条件があったときは農地中間管理機構の事業を活用して農地の集積を図る。

次に3ページ下段をご覧ください。3.新規参入の促進についてご説明いたします。最初に「新規参入者」の定義について説明します。新規参入者とは、農林水産省が実施している「新規参入者入者とは、農林水産省が実施している「新規参入者調査」で、新規で農業経営を開始した経営体をいいます。具体的には、利用権設定をした者の内、耕作計画書を提出した人で、経営耕地面積が30a以上の規模の農家を営む経営体を調査しています。よって、よく耳にするIターン、Uターンで新規に農業経営を開始した人数とは違ってきます。この調査の過去の結果を見ますと、平成26年度、1経営体、0.52ha、平成27年度、1経営体、0.70ha、平成28年度、1経営体、0.26haとなっています。平均すると1年間で1件となっています。そこで、1年間で1経営体、6年間で8経営体の新規参入を目指すという目標値を設定しました。具体的な推進方法については、(2)新規参入の促進に向けた具体的な推進方法について読み上げます。

① 関係機関との連携について、関係課、JA、高知県、農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携して、新規就農者へのサポート体制を構築し必要な支援を行う。

次に、4.その他についてご説明いたします。この指針は、農地等の利用の最適化の推進状況を検証し、必要に応じて目標値の見直しを図ることとします。

以上が宿毛市農業委員会「農地利用の最適化の推進に関する指針（案）」についての目標値と具体的な推進方法です。今回の提案に対し、来月の総会にて委員の皆さまからのご意見等をいただき審議のうえ、年内の総会で宿毛市の指針を決定したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

○議長 長 ほかに何かありませんか。

○寺田委員 遊休農地の中の内容は、どのような振り分けになっていますか。ただ、農地でないだけですか。

○事務局員 耕作していない農地になります。

○寺田委員 それは、相続とかそういう関係でない農地も。

- 事務局員 単に遊んでいる農地という解釈です。
- 澤田委員 農地中間管理機構へという事なのですが、全国的に相続がなされていないという。私の場合も対象者が18人とかね。誰から借りているのか実際は本当は分からん法律上は。私が固定資産（税）は払いようという。それはもう市は取りよいところから取るもので。そういうもんがものすごいあるもので今から本当大変だと思う。以上です。
- 西山委員 北海道の面積くらいあるろう、相続できていない土地が。
- 澤田委員 そりゃああるろう。
- 事務局員 今、澤田委員、西山委員からありましたが、委員の皆さんもご存知かと思いますが所有者が不明の土地の割合が増えていると。最初は九州位の面積だったものが、西山委員からもお話があったように、将来的には北海道位の面積になるとの事で全国的な問題になっておりまして、背景には相続ができていない事、登記制度の問題等があります。いろいろな手立てを打つよう方向で少しずつ動いて来ておりますので、今後、総会の場で情報提供を行ないたいと思います。現状としてはそういうところです。
- 小川委員 あのちょっと、相続の関係ですがね。相続したちょうどうちの前の田んぼと上ひらの田んぼを相続したがです、近くの人が。だけど、よう作らんづくに荒らして草ぼうぼうで何とも。草ぐらい刈ってもらったら、ちょうど隣やけんと思うがやけど。そういう問題はありますね、相続はしたけんど、もうぜんぜんそんな、手を付けずに荒れている。
- 浦田委員 売買や贈与は農業委員会を通すけど、相続は通さんでもかまん。誰にでもかまんの。
- 議長 今、事務局から提出のあった資料については目を通しておいってください。ほかに何かありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長　それでは以上で今期定例会の議事はすべて終了いたしました。これにて第794回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後3時00分時閉会

平成29年11月7日

会　長

農業委員

農業委員